

## 8月1日から使う保険証や受給者証などを発送

8月1日(火)からは、新しい保険証などを使用してください。詳しくは、同封の通知を確認してください。

7/5(水) 発送

### 後期高齢者医療被保険者証

- 対象 = 75歳以上または認定による後期高齢者医療被保険者
- 自己負担割合 = 1割・2割・3割



7/10(月) 発送

### 国民健康保健被保険者証

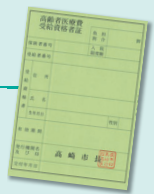
- 対象 = 国民健康保険加入者
- 自己負担割合 未就学児 = 2割 小学1年生～69歳 = 3割 70～74歳 = 2割または3割



7/18(火) 発送

### 高齢者医療費受給資格者証

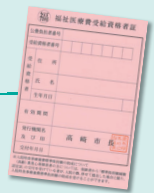
- 対象 = 68・69歳の市県民税非課税世帯の人で、受給資格者証を持っている人



7/18(火) 発送

### ひとり親家庭の福祉医療費受給資格者証

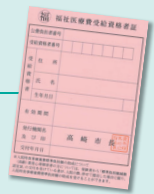
- 対象 = 19歳未満の子どもがいるひとり親家庭の人で、受給資格者証を持っている人



7/18(火) 発送

### 重度心身障害者・高齢重度障害者の福祉医療費受給資格者証

- 対象 = 一定の障害のある人で受給資格者証を持っていて、所得基準を満たす人



### 手続きが必要な人

対象となる人で、令和5年度の市県民税などの申告が必要な人には、その旨を通知します

### 重度心身障害者・高齢重度障害者の福祉医療費受給資格者証の受給資格や有効期限が変更

8月1日から、重度心身障害者・高齢重度障害者の福祉医療費受給資格者証の一部が変わります。  
●変更点 = ①所得が一定以上の世帯の人は、受給対象とならないので、その旨を通知します。受給資格が継続する人には、7月18日に受給資格者証を発送します②福祉医療費受給資格者証の更新を3年ごとから1年ごとに変更。今回発送する資格者証の有効期限は来年7月31日までです

## 病院での支払いが上限額までになる認定証の申請

入院時など医療費が高額になる場合に病院の窓口に提示すると、支払いが一定の上限額までになる認定証を発行しています。市県民税非課税世帯の人は、入院時の食事代も減額されます。

入院や日帰り手術などの予定のある人は、事前に申請してください。

### 認定証の交付を受けられる人

#### 国民健康保険

70～74歳で、今年度の市県民税が課税されている世帯の人は、所得により申請が不要となる場合があります。

認定証は、申請のあった月の1日から有効です。現在認定証を持っている人で、8月1日以降も利用する場合は、あらためて申請が必要です。申請受付は

7月3日(月)からです。

- 必要な物 = 保険証、本人確認のできる物、本人と世帯主・同世帯の国保加入者のマイナンバー(個人番号)、認定証(現在交付されている人だけ)、市県民税非課税世帯の人は過去12か月の入院日数が分かる領収書や明細書、代理人が申請する場合は代理人の本人確認のできる物

#### 後期高齢者医療

現在、認定証が交付されている人で、引き続き対象になる場合は、保険証と一緒に新しい認定証を発送します。新たに申請する場合は、事前に相談してください。

- 必要な物 = 保険証、マイナンバー(個人番号)と本人確認のできる物、代理人が申請する場合は代理人の本人確認のできる物

## 納付や申請は忘れずに

# 国保・後期高齢・医療助成のお知らせ

令和5年度の国民健康保険の保険税と後期高齢者医療の保険料のお知らせを7月中旬に発送します。また、新しい国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証などを発送します。

今回号では、保険税などの納付や保険証などの発送日、認定証の申請、減免制度などについてお知らせします。



## 納税通知書と保険料額決定通知書を7月7日・11日に発送

令和5年度の国民健康保険の保険税額と後期高齢者医療の保険料額が決定しました。下記のとおり通知書を発送するので、届いたら確認してください。

### 国民健康保険税の納税通知書

- 送付先 = 納税義務者である世帯主
- 発送日 = 7月7日(金)

世帯主へ  
7/7(金)  
発送



被保険者へ  
7/11(火)  
発送



### 後期高齢者医療の保険料額決定通知書

- 送付先 = 被保険者
- 発送日 = 7月11日(火)

### 納期限までに忘れずに納付を

納付には、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替などで納める「普通徴収」があります。納付書で納める人は、納期限までに納めてください。第1期は、7月31日(月)です。

### 減免申請は納期限までに

災害や長期入院、失業で収入が著しく減少し、保険税や保険料の納付が困難な時には、減免制度を利用できる場合があります。

年度当初からの減免を希望する人は、7月31日までに申請が必要です。申請する前に、各問い合わせ先へ相談してください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人のための減免制度は、5類感染症への変更に伴い、令和4年度分までで終了しました

| 問い合わせ先と申請窓口               |                                                        |
|---------------------------|--------------------------------------------------------|
| 国民健康保険税                   | 市役所1階 9番窓口 保険年金課資格賦課担当(☎027-321-1235)か各支所市民福祉課         |
| 国民健康保険証・高齢受給者証            | 負担割合・給付 市役所1階 8番窓口 保険年金課国保担当(☎027-321-1236)か各支所市民福祉課   |
|                           | その他 市役所1階 9番窓口 保険年金課資格賦課担当(☎027-321-1235)か各支所市民福祉課     |
| 認定証                       | 国民健康保険 市役所1階 8番窓口 保険年金課国保担当(☎027-321-1236)か各支所市民福祉課    |
|                           | 後期高齢者医療 市役所1階10番窓口 保険年金課医療給付担当(☎027-321-1237)か各支所市民福祉課 |
| 後期高齢者医療・福祉医療 68・69歳の高齢者医療 | 市役所1階10番窓口 保険年金課医療給付担当(☎027-321-1237)か各支所市民福祉課         |